

(仮称) 調布市議会の個人情報の保護に関する条例(案)の概要について

1 制定理由

令和3年に改正された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「新個人情報保護法」という。)が、令和5年4月から施行されることに伴い、各地方公共団体には新個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、地方公共団体の議会は、共通ルールの適用対象から除かれることとなります。

このため、市の実施機関と地方公共団体の議会が保有する個人情報の取扱いに関し、差異が生じることを避けるため、調布市議会(以下「議会」という。)として条例を制定するものです。

2 主な制定内容

(1) 趣旨

この条例は、議会の保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

(2) 定義

この条例で使用する用語は、新個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例によります。

(3) 個人情報の取扱い

新個人情報保護法の規定に準じて個人情報の取扱いを定めます。

(4) 個人情報ファイル

新個人情報保護法の規定に準じて個人情報ファイルについて定めます。

(5) 開示、訂正及び利用停止

新個人情報保護法の規定に準じて議会が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めます。

(6) 開示請求に係る手数料等

保有個人情報の開示請求をする際の手数料を無料とし、複写などの費用は請求者負担とします。

(7) 調布市個人情報保護審査会への諮問

開示決定、訂正決定、利用停止決定又は開示請求、訂正請求、若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、調布市が設置する調布市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならないこととします。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときには、審査会に諮問することができることとします。

(8) 運用状況の公表

議長は、毎年1回、本条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとします。

(9) 罰則

新個人情報保護法の規定に準じて、議会事務局職員等に対する罰則を定めます。過料の額については、新個人情報保護法の規定では10万円以下とされていますが、地方自治法の規定により、特別の定めがない場合、条例で定められる過料上限が5万円となっていることから5万円以下とします。

3 施行期日

令和5年4月1日